

資料1

現物給付の対象者について

以下の3事業それぞれにおける中学3年生(南越前町、高浜町、**おおい町**のみ18歳に達する年度末)までの子どもを対象とする。

事業名	助成対象者	現物給付対象者	自動償還払い対象者
子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生までの子ども (南越前町、高浜町、おおい町のみ18歳に達する年度末までの子ども) 	中学3年生までの子ども (南越前町、高浜町、 おおい町 のみ18歳に達する年度末までの子ども)	
ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親と子 ・一人暮らしの寡婦 		
重度障害者(児)医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 		

(H31.4.1現在)